

東広島市教育委員会定例会（令和2年4月）議事録

1 日 時 令和2年4月23日（木）午後3時～午後4時15分

2 出席者

（1）教育長 津森教育長

（2）委員 渡部教育長職務代理人、坂越委員、織田委員、長嶋委員、京極委員

（3）事務局 【学校教育部】

國廣学校教育部長、直井学校教育部次長兼教育総務課長、小川学校教育部次長兼指導課長、田中教育調整監、鳴川学校教育部次長兼東広島北部学校給食センター所長、神笠学事課長、小島青少年育成課長、田坂教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

大畠生涯学習部長、細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長

（4）書記 奥田主査

3 場 所 北館201会議室

4 議 題

（1）報告事項

報告第20号 令和2年度東広島市教育委員会事務局組織機構について

報告第21号 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について

報告第22号 令和2年度東広島市立幼稚園及び小・中学校の運営状況について

報告第23号 令和元年度東広島市内小中学校卒業者の進路状況について

報告第24号 令和2年度東広島市立幼稚園・小中学校研究公開校について

報告第25号 東京2020オリンピック等関連行事の延期について

報告第26号 令和元年度東広島市スポーツ推進審議会の開催報告について

（2）議案事項

議案第15号 東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正について

議案第16号 令和3年度に東広島市立学校で使用する教科用図書採択方針について

議案第17号 令和2年第1回東広島市議会臨時会提出議案に対する意見の申出について

【非公開】

（3）その他

次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後3時0分

○ 津森教育長：委員の皆さん、こんにちは。今日は、私がどうもせきが出て体調がよくないので、ウェブ会議の形でやらせてもらうことになりました。今年度最初という

ことをございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、定足数に達していますので、令和2年4月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、渡部教育長職務代理者と坂越委員でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議の進行でございますが、追加の議案が1件ございます。

資料は、机の上にお配りしておりますが、来週28日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の関係で、市議会臨時会が急遽開催されることになりました。そのため補正予算の議案が1件ございます。全ての報告事項、議案、その他の報告に続いて、最後に提案させていただきます。

ただ、この議案は、議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合の意見の申し出に関する事として、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第3号に該当するため、非公開として審議したいと思っております。

委員の皆さんの意見を伺いたいと思っております。いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、議案第17号につきましては、非公開とすることに決定します。

本日の傍聴希望はありますか。

- 直井学校教育部長兼教育総務課長：ございません。
- 津森教育長：わかりました。

報告第20号 令和2年度東広島市教育委員会事務局組織機構について

- 津森教育長：それでは、報告第20号令和2年度東広島市教育委員会事務局組織機構について、説明をお願いいたします。
- 直井学校教育部長兼教育総務課長：それでは、報告第20号令和2年度東広島市教育委員会事務局等組織機構について説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

本年度の教育委員会事務局等の組織機構でございますが、津森教育長のもと、学校教育部、生涯学習部の2部体制で、学校教育部につきましては、本庁事務局に4課のほか、教育機関として4つの学校給食センターと2つの幼稚園の総員97人の執行体制となっております。

2ページをお願いいたします。

生涯学習部につきましては、本庁事務局に3課、教育機関として3つの生涯学習センターと2つの生涯学習支援センター、また出土文化財管理センターと美術館の総員43人による執行体制となっております。

全体といたしましては、課のレベルで13の組織となっており、前年度からの変更はございません。総員141人の体制で本年度の事務を執行してまいります。

報告第20号令和2年度東広島市教育委員会事務局等組織機構についての説明は以

上でございます。

- 津森教育長：ありがとうございます。

毎年4月には、年度初めなので、事務局の職員の紹介を行っていましたが、今回は行いませんので、ご了承ください。

この報告第20号について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。それでは、次へまいります。

報告第21号 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について

- 津森教育長：それでは、報告第21号新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応についてです。これは、追加資料があると聞いておりますので、配付をお願いします。それでは、説明をよろしく申し上げます。

- 田中教育調整監：報告第21号新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応につきまして、ご報告を申し上げます。

なお、事態の推移に伴い、事前にお送りしました資料の内容に変更及び追加が生じております。あらかじめご了承ください。

それでは、資料の3ページをご覧ください。

初めに、1、市立小・中学校の臨時休業についてです。

(1)のとおり、新型コロナウイルス感染症への対策を徹底した上で、令和2年4月8日から学校を再開いたしました。その後の県内での感染状況等を踏まえ、再度、令和2年4月16日から令和2年5月6日まで臨時休業といたしました。

また、先ほど追加資料をお配りしましたが、市立幼稚園につきましても県教育委員会から緊急事態措置として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく、令和2年4月22日から令和2年5月6日までの臨時休業の協力要請を受けましたことから、その旨を通知いたしました。

次に、(2)臨時休業中の対応ですが、小学校におきましては、次のように児童の受入れを行っております。

対象は、いきいきこどもクラブに入会している児童、または同クラブに入会していないが、保護者が医療・福祉または保育職に従事している児童としており、受入れ時間は、平日の午前8時30分から午後2時30分までとしております。

また、部活動と学校体育施設開放は中止としております。あわせて、市立幼稚園につきましても、保護者の就労上の都合等により、家庭で保育ができない幼児につきましても、引き続き受入れを行っております。

次に、(3)学力保障ですが、別紙1、臨時休業期間中の児童・生徒への学習支援基本方針として、基本的な考え方、具体的な学習支援計画の作成において、指示する学習内容の決定、中心となる学習方法の決定について各校に示しております。

なお、分散登校につきましても、資料にはございますが、緊急事態宣言を受け、中止としております。

次に、(4)運動会及び体育大会ですが、7月末までは実施しないこととしており

ます。

続きまして、2、市立小・中学校及び幼稚園における感染予防対策についてです。

初めに、(1)消毒用アルコールの配付ですが、市長部局の健康増進課と連携いたしまして、1回につき、小学校1校当たり10リットル、中学校1校当たり7リットルを4月6日から配付しております。

なお、市立幼稚園につきましては、県教育委員会から別途、幼稚園1園当たり除菌消臭剤4リットルが3月25日に配付されております。

次に、(2)マスクの配付ですが、市内業者が製作しましたマスク6万枚を緊急購入し、市立小・中学校の児童・生徒には4月14日から、市立幼稚園の園児には4月16日から、それぞれ1人当たり3枚ずつを配付いたしました。

なお、購入いたしましたマスクをお手元に配付しておりますので、ご確認ください。

続きまして、3、いきいきこどもクラブの対応についてですが、こちらにつきましては、市長部局の保育課が所管しておりますが、先ほどご報告いたしました、小学校における児童の受入れにつながるものでございますので、参考としてご説明いたします。

初めに、(1)預かりの実施ですが、小学校において受入れた児童を午後2時30分から午後7時まで受入れるものでございます。

なお、(2)いきいきこどもクラブで新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応ですが、感染者または濃厚接触者が出た施設につきましては、臨時休業とすることとしております。

ここで、説明員を交代いたします。

- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：続きまして、(4)イベント等への対応についてでございます。

(1)教育委員会が主催、共催するイベント等の開催方針でございます。

教育委員会が主催、共催いたします各種イベントの開催につきましては、大規模な参集で不特定多数の参加があり、参加者の追跡が困難なものについては、当面の間、中止または延期とし、その他のイベント等につきましては、3つの条件を満たし、対策を講じる場合においては、開催することができることとしておりました。しかしながら、4月8日に市内で1人目となる感染者の確認を受けまして、当該感染者に係る感染経路や濃厚接触者、行動範囲等が明確になるまでの間、全ての主催、共催イベントは、中止または延期とさせていただきます。

また、資料には掲載が間に合わず、記載しておりませんが、4月13日に県から、広島県感染拡大警戒宣言が発令されたことに伴いまして、令和2年5月6日まで全ての主催、共催イベントを中止または延期しているところでございます。

次に、(2)教育委員会において中止または延期した主なイベント等につきましては、3月に予定しておりました新市立美術館市民内覧会を延期とさせていただきます、

6月に予定の東広島市民スポーツ大会陸上の部は中止としております。

次に、(3)イベント等の開催自粛に伴う施設利用料の還付についてでございますが、令和2年2月26日から令和2年5月31日までの期間内で、各団体が地域で実施していただくイベント等を中止し、市の施設の予約をキャンセルされる場合につきまして、納付済みの施設利用料については、全額還付とさせていただきます。

次の5ページの施設利用につきましては、状況が変わりましたので、本日追加で配付しております追加資料にてご説明をさせていただきます。

報告第21号追加資料の3ページをお願いいたします。

公共施設の臨時休館についてでございます。

(1)概要についてでございますが、国が緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大したことを受けまして、感染拡大防止の観点から、本市の公共施設につきまして臨時休館等を実施するものでございます。

(2)対象となる主な施設でございますが、教育委員会関係の主な施設の表にお示ししておりますとおり、全ての施設が対象となっております。

次に、(3)期間についてでございますが、図書館を除きまして、令和2年4月18日土曜日から5月6日水曜日までとしており、今後の状況によりまして変更や延長などを行う場合がございます。図書館につきましては、1日遅れの4月19日日曜日から休館としております。

報告第21号新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応についての報告は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 津森教育長：ありがとうございます。

ただいまの新型コロナウイルスに関する教育委員会の対応についてでございますが、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

○ 坂越委員：学力保障について、具体的に、例えば小学校、中学校でどういうことが進んでいるのか、ちょっと紹介していただけたらありがたいです。

○ 小川学校教育部次長兼指導課長：それでは、6ページをもう一度ご覧いただければと思うんですが、2の具体的な学習支援計画づくりの(2)のところ、中心となる学習方法に向けてというところがあるんですけども、やはり一番多いのは、教科書等を活用した予習ということで、ドリルやワークブック、問題集を学校で買われて、教科書を見ながら取り組むというのが一番多いということです。

そのほか、実技練習ということで、体力づくりも家庭で行っているということと、それからテレビの教育番組がありますが、その視聴ということ、そして、④番は、学校のホームページにどういった学習をすればいいのかを載せたり、ネット上の教材による学びということで、業者と連携をいたしまして、家庭用デジタル学習教材というのがございます。児童・生徒が家庭のパソコンにパスワードを入力いたしますと、自分の進捗状況といいますか、理解度に合わせて学習が進められるという、そういった取り組みもしております。これは、インターネット環境が各家庭全

部あるわけではございませんので、今、28校で実施しているという状況でございます。これがどんどん広がっていけばということをおもっております。

以上でございます。

- 坂越委員：ありがとうございます。
- 津森教育長：そのほか、いかがでしょう。
- 織田委員：いろいろとコロナ感染防止対策で教育委員会事務局も大変だと思います。現在、分散登校も中止になっていますよね。学校現場では、子供たちにいろいろと課題を出しているけれど、回収する方法とか、「やりなさい。」と言うだけでなくその点検をしたいという気持ちは強いと思うのです。学校現場での考えを把握されておられますか。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：確かに、分散登校がなくなりましたので、学習を評価したり、次の計画を立てたりということが難しくなっている現状がございます。6ページの④のところに、場合によっては個別の登校の日時を決め、指導することも可能と一番下のところに書いてあるんですが、各学校で個別登校の日を決めて、時間差で学校に来させるというようなことも行っておりますし、場合によっては、家庭訪問に行ったり、ポスティングして宿題を入れていくというような取り組みを今進めているところでございます。また、こういったことについて、しっかり子供の状況を把握するために、今後どういったことをするのか、また状況をしっかり把握していきたいというふうに考えております。
- 織田委員：学校の方もいろいろな対策を検討しておられると思いますが、何しろ初めてのことで、その上、終息がいつになるか分からないのですから。教職員は校長の早い指示を待っています。校長は市教委の指示を待ち、市教委は県教委の指示を待つという状況なのでは、校長の指示が遅くなると、教職員は校長の決断力や判断力の欠如と捉えて、校長への不満や苛立ちを感じる者もいるようです。市教委の方でも、こうした状況に配慮していただければと思います。
- 津森教育長：そういうご意見があったということで、これからの取り組みに生かしていくようにしたいと思います。ほかにはいかがでしょう。
- 長嶋委員：文部科学省は、クラス担任が2週間に1回程度、電話で児童生徒の健康状態の様子を確認するというような要請をされているようですが、現在、先生が電話をして、子供たちの様子を確認しているというようなことはあるのでしょうか。
- 小島青少年育成課長：各学校の方で電話をかけたりというのは、やっつけていただいていると聞いています。ただ、昨今、固定電話を持っておられない家庭も多いことから、保護者の持っている携帯電話しかつながらないという状況もあって、時間外の対応等もあり、苦勞されながらも、対応されていると聞いています。
- 長嶋委員：例えば、保護者の方と先生が話をするだけではなく、子供たちの声を聞くような、子供たちが先生と話ができれば、子供たちは心強いというか、子供たちももう少し頑張れるんじゃないかなと思ったりしまして、その対策を考えていただけ

ればと思いました。ありがとうございます。

- 津森教育長：ありがとうございます。

今の件につきましては、ウェブ環境が各家庭にどのくらいあるか、ないかということで、調査をして、今まとめているところでございます。ない家庭に対しては、機器を貸し出す、あるいは学校に来てもらうというような形が考えられますけれど、とりあえず家にある親のスマホを使って、先生と子供たちが話をするができるようにということで、今、県教委と準備を進めているところでございます。きちんとした遠隔授業というようなものをするには、まだまだ当分かかると思いますが、何らかの形で一人一人の子供たちに先生方のメッセージが届くようにすることは大事であろうと思っております。5月6日までまだ何日もございますので、ぜひとも急いで、その辺あたりは各学校に指導してまいりたいと思っております。

そのほか、いかがでしょうか。

- 織田委員：児童・生徒については、一生懸命に対策を考えてくださっていますが、教職員については、3密を避けるためにも、市教委はどのような指導をされているのでしょうか。
- 神笠学事課長：教職員に対しましては、分散勤務ということで、4月20日に学校の方に実施についての通知が出ております。その中で、先生方には2点ほどお願いをしているところです。

1点目は、主に今は職員室での3密の重なりというものを避けるために、執務室を変えて、別室で勤務をいただくような、まずはそういった工夫をしていただいているところでございます。

2点目は、在宅勤務をしていただいているところです。いろいろと聞き取っている中では、例えば、職員を3グループに分けて、そのうちの2グループは在宅勤務をしていただく。そして、もう1グループは、通常どおり学校での勤務をしていただくというような工夫をしていただきながら、校内での3密の重なりというのを軽減していただいているところでございます。

- 織田委員：児童・生徒に対しては、教職員も緊迫感をもって関わっているようですが、聞くところによると、教職員同士では、そこまで緊迫感がみられないようです。コロナで亡くなられた方もおりますし、教職員から感染者が出ると、学校を再開しようと思っても大変なことになります。市教委から、厳しく言っていただきたいと思っております。意見です。
- 津森教育長：ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、次へまいります。

報告第22号 令和2年度東広島市立幼稚園及び小・中学校の運営状況について

- 津森教育長：次に、報告第22号令和2年度東広島市立幼稚園及び小・中学校の運営状況について、説明をお願いいたします。

- 神笠学事課長：それでは、7ページをご覧ください。

報告第22号令和2年度東広島市立幼稚園及び小・中学校の運営状況についてご報告申し上げます。

東広島市立学校設置条例に基づいて、令和2年度は、幼稚園2園、小学校は35校、中学校は15校を開校しております。

4月6日現在の各学校の児童・生徒数及び学級数、そして各園の幼児数及び学級数につきましては、それぞれ1から3の表にお示ししているとおりでございます。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

- 津森教育長：幼稚園も含めた学級の様子でございますが、ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、次へまいります。

報告第23号 令和元年度東広島市内小中学校卒業者の進路状況について

- 津森教育長：報告第23号令和元年度東広島市内小中学校卒業者の進路状況について、説明をお願いいたします。

- 小川学校教育部長兼指導課長：それでは、報告第23号令和元年度東広島市内小中学校卒業者の進路状況についてご報告いたします。

資料は、8ページをご覧ください。

まずは、小学校卒業者の進路状況でございます。

令和元年度の小学校の卒業者は、1,950名でございます。進学先の状況につきましては、①のところですが、公立の中学校へは1,753名で、割合は89.9%です。うち、市内の中学校へ1,649人が進学しており、割合は84.6%となっております。

次に、②番のところですが、国立の中学校へは10名で、割合は0.5%、③の私立の中学校へは168名で、割合は8.6%となっております。

下の欄になりますが、県外、これは④と⑤を合計いたしまして19名で、割合は1%となっております。

公立、国立、私立、それぞれの進学状況につきましては、近年同様の傾向であり、詳しくは表に示してあるとおりでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

中学校の卒業者の令和元年4月1日現在の進路状況でございます。

まず、1ですが、中学校の卒業者の進路状況の内容をご覧ください。

令和元年度の中学校卒業者は、合計1,556名でした。そのうち、上級学校への進学が1,545名で、割合は99.3%、進学未決定の生徒は9名で、割合は0.6%となっております。就職した生徒は2名でした。

なお、進路未決定となった9名のうち、6名が不登校の状況にありました。9名は全員、受験をしておりません。この9名の進路未決定者につきましては、引き続き

き各学校と連携しながら、進路指導を行ってまいりたいと思います。

次に、2、上級学校進学状況、(1)の進学率の推移をご覧ください。

昨年度の進学率99.2%と比べると、今年度は0.1ポイント増加し、99.3%となっております。

次に、(2)の国立、公立、私立別進学状況の推移についてでございますが、表の外に書いてあるんですけれども、昨年度と比べまして公立への進学率が4.7ポイント減少、国立へは0.3ポイント増加、私立へは4.4ポイント増加となっております。

次に、(3)の国立、公立、私立の家庭別進学状況についてでございます。

これにつきましては、表のような状況でございます。表の外に書いてあるんですけれども、平成29年度に新設されました広島市立広島みらい創生高等学校の通信制課程については、昨年度まで増加傾向にありましたが、令和元年度は1.0ポイント減少しております。

続きまして、10ページをご覧ください。

3の上級学校全日制課程への進学状況についてでございます。

卒業生の93.1%が全日制課程上級学校へ進学しております。

また、市内進学率、市外進学率につきましては、市内進学率が市外進学率を10.8%上回っております。

なお、(1)の市内の上級学校への進学状況のところの賀茂北高校ですが、平成30年度に学校活性化地域協議会を立ち上げたところですが、市内からの進学者数は34名でございます。本年4月現在の在籍者数は87名と聞いております。

また、豊田高等学校は、平成26年度から同じく学校活性化地域協議会を立ち上げ、取り組んできましたが、本年4月現在の在籍者数は82名で、県の基準であります80名を超えていると聞いております。

そのほか、市内上級学校への進学状況及び市外上級学校への進学状況につきましては、(1)、(2)に書いてあるとおりでございます。

報告第23号につきましては以上でございます。

○ 津森教育長：この進路の状況につきまして、ご意見、ご質問があれば承りたいと思います。

特にございませんか。

それでは、次へまいります。

報告第24号 令和2年度東広島市立幼稚園・小中学校研究公開校について

○ 津森教育長：次に、資料11ページに報告第24号令和2年度東広島市立幼稚園・小中学校研究公開校についてがありますけれども、これは現時点での今年の研究公開の予定ということであります。ただ、今こうした状況ですので、現在この予定日にできるかどうかというのは、まだわかりません。そしてまた、県大会などは市だけで決めることができません。今後、流動していくということの中で、場合によっては、推進校が本年度はできるのかどうなのか、本日は資料をお配りをしておりますが、ま

だ流動的であるということで、確定しましたら、またその段階で報告をさせていただきたいと思っておりますので、説明は省略をさせていただきたいと思えます。

報告第25号 東京2020オリンピック等関連行事の延期について

報告第26号 令和元年度東広島市スポーツ推進審議会の開催報告について

- 津森教育長：続いて、報告第25号東京2020オリンピック等関連行事の延期について、説明をお願いします。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：それでは、東京2020オリンピック関連事業の延期についてご報告させていただきます。

資料の12ページをお願いいたします。

1の概要でございますが、先月3月24日に国際オリンピック委員会と東京オリンピック・パラリンピック組織委員会が、2020大会の延期を発表いたしまして、翌週30日には、政府や東京都を含む関係機関が新しい開催日程に合意をいたしました。これに伴いまして、本市で予定しておりました関連行事も延期をすることとなりました。

延期する行事は、2の表に示しておりますように、5月に予定しておりました聖火リレー、7月のメキシコ選手団の事前合宿の受入れ、8月のパラリンピック聖火の採火式でございます。

3の今後の対応でございますが、本市で行います関連行事は、延期後のオリンピック・パラリンピック競技大会の日程に合わせまして、再調整する必要がございます。今後、関係団体と調整を図りながら、日程等の詳細が決まり次第、改めて報告をさせていただきたいと思えます。

報告は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

- 津森教育長：丸山課長、次の報告第26号もお願いします。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：では続いて、資料の13ページ、令和元年度東広島市スポーツ推進審議会の開催について、ご報告をさせていただきます。

この審議会は、スポーツ基本法第31条に基づきまして、本市スポーツ推進審議会設置条例により置かれているものでございます。スポーツの推進計画や施設の整備、スポーツ団体の育成などを調査、審議する組織でございます。現在10名で構成をしております。

先月、3月17日火曜日に教育委員会2階の201会議室におきまして、令和元年度スポーツ推進審議会を実施いたしました。

主なご意見につきましては、資料の4に掲載しているとおりでございます。

事務局といたしましては、今後とも関係部局との連携を図りながら、市民の皆様が心身とも健康で生きがいを実感し、豊かな人生を送るため、スポーツを通じて生まれる地域のつながりを生かしたまちづくりを目指して、今後各種施策を推進してまいります。

スポーツ推進審議会の開催報告については以上でございます。どうぞよろしくお

願います。

- 津森教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告第25号、報告第26号について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

特にございませんか。

それでは、議案の審議に移ります。

議案第15号 東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正について

- 津森教育長：議案第15号東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：それでは、議案第15号について説明をさせていただきます。

議案の1ページをお願いいたします。

1、提案理由でございますが、東広島市職務権限規程が全部制度改正されたことに伴いまして、その整合性を図るため、東広島市教育委員会事務局職務権限規程においても再整理を行うとともに、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、19ページ以降に新旧対照表をつけておりますが、その赤字のところになります。

改正内容は多岐にわたるため、主な改正点について申し上げます。

まず、全体的な改正といたしまして、職務権限の責任の所在を明確にするとともに、包括的な表現で読めるものについては集約するなどして、できるだけ簡素な規定となるような改正をしております。

また、24ページになりますが、共通職務権限を規定している、ここで言えば別表第1、また固有の職務権限を規定しております別表第2になりますが、この表の中ほどに記載しております決裁区分の項目の欄になりますが、この決裁区分の項目から係長の欄を削除すること、またその右隣の欄になりますが、合議先職位について、合議先の見直しを行いまして、その合議の必要性を厳選し、事務処理の迅速化を図ることとしております。

また、28ページになります。

上段の4、陳情、請願等の処理について、現行では教育長専決となっております。特に重要なものにつきましては、今後は教育委員会の会議に諮り、その取り扱いについて結論を出すということとして、そうした改正を行っております。

議案第15号の説明については以上でございます。

- 津森教育長：ありがとうございました。

中身が多いので、少しわかりにくいところがあるかもしれません。

委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

ご意見はございませんか。

ないようでしたら、この原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
ありがとうございます。それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第16号 令和3年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針について

- 津森教育長：続いて、議案第16号令和3年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：それでは、議案第16号令和3年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針についてご説明いたします。

資料1 ページ、1の提案理由をご覧ください。

今年度は、令和3年度から使用する中学校の各教科の採択年度となっております。そこで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6項にのっとり、採択権者としての権限と責任において、本市の生徒にとって最も適切な教科用図書の採択を行うため、令和3年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択の方針を定めるものでございます。

それでは、議案資料の3ページをご覧ください。

1では、採択の基本といたしまして、本市の教科書採択に当たっての方針等を示しております。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、教科書無償措置法に基づき、広島県教育委員会の指導、助言のもと、東広島市の児童・生徒にとって最も適切な教科用図書を採択することとしております。

2では、公正かつ適正な採択の確保といたしまして、採択権者の権限と責任において公正かつ適正に採択を行うことを示しております。

3では、開かれた採択の推進といたしまして、教科書無償措置法及び施行令に示されています教科用図書の採択に係る公表について示しております。採択が完了いたします8月31日以降に準備が整い次第、これらの内容をホームページ上において公表することとしております。

4の手續でございますけれども、小学校は令和2年度に採択した教科書を引き続き使用いたします。

(3)では、特別支援学級で使用いたします学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、いわゆる一般図書と呼んでおりますが、この採択の手續を示しております。

では、4ページをご覧ください。

(4)には、採択の時期について教科書無償措置法の施行令第14条により、8月31日までに行うことを示しております。

今後につきましては、中学校の教科書と特別支援学級の一般図書の採択がございましたので、中学校の教科書は7月、特別支援学級の一般図書につきましては8月の教育委員会の会議におきまして採択を行えるよう、採択事務を計画的に進めてまいりたいと思います。

また、広く市民の皆様にも教科用図書をご覧ください、ご意見等をいただく機会

を設けております。また昨年度に引き続き、教科書の閲覧、展示を行う予定にしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 津森教育長：ありがとうございました。

ただいまの議案第16号令和3年度に東広島市立学校で使用する教科用図書採択方針について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ほかにはありませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第17号 令和2年第1回東広島市議会臨時会提出議案に対する意見の申出について 【非公開】

その他 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長：それでは、次回教育委員会定例会の日程について、説明をお願いいたします。

- 直井学校教育部長兼教育総務課長：次回の5月教育委員会の定例会の日程については、5月28日木曜日15時からでお願いをしたいと考えております。

また、6月につきましては、第4の木曜日が議会の関係がありまして、1週早めた形で、6月18日木曜日の同じく15時からでお願いをしたいと考えております。

また、その次の7月になるんですけども、7月の第4木曜日、23日になるんですけども、この日が祝日になっておりますことから、7月については、その1週後の7月30日の木曜日、時間は中学校使用の教科書採択を予定しておりまして、13時30分からでお願いをしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

- 津森教育長：来月は5月28日木曜日15時でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

次々回は、議会の関係もあるので、第3木曜になるのですが、6月18日木曜日15時からということでしょうか。

全員ご都合がよいようですので、5月、6月はこのように決定をしておきますが、7月も30日を予定しております。教科書採択なので、時間がかかると思いますが、この7月については、5月に確認させていただきますので、スケジュール調整をしていただけたらと思います。

その他、事務局から何かございますか。

- 直井学校教育部長兼教育総務課長：ございません。

- 津森教育長：ないですね。

その他、委員の皆様から何かございますか。

ないですね。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、以上で終了いたします。ご協力ありがとうございました。

閉会 午後4時15分